国会事項

衆議院

憲法審査会

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての意見聴取について

平成二十六年十月十七日　衆議院憲法審査会会長　保利　耕輔

衆議院の憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査のため、次の要領で国民各層から意見聴取を行いますから、意見をお述べになりたい方は進んでお申し出下さい。併せて傍聴者の募集も行っております。

一、意見を聴くテーマ　改正国民投票法の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと

一、日時　平成二十六年十一月十七日（月）午前十時三十分

一、場所　岩手県盛岡市　ホテルメトロポリタン盛岡NEWWING

一、意見陳述申出の方法　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県に在住する方で意見を述べようとする方は、意見の概要（当日開陳する意見の要旨）を八百字以内の文書にまとめて、平成二十六年十月三十日（木）正午（必着）までに提出して下さい。郵送または電子メールで受け付けます。申出の際には、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業及び電話番号を記載した文書を必ず添付して下さい。

（郵送の場合）封筒の表に「盛岡公述希望」と記載し、郵便番号一〇〇―八九六〇東京都千代田区永田町一ノ七ノ一衆議院憲法審査会事務局気付憲法審査会会長宛に郵送して下さい。

（電子メールの場合）件名に「盛岡公述希望」と記載して、「kenpou@shugiinjk.go.jp」宛に送信して下さい。

申し出た方の中から幹事会で選定の上、通知いたします。意見陳述者に選定された方については、その「意見の概要」を公開することがあります。なお、意見陳述者の方には旅費日当を支給いたします。

一、傍聴の申込方法　傍聴を希望する方は、封筒の表に「盛岡傍聴希望」と記載し、宛先及び郵便番号を明記して八十二円切手を貼った返信用封筒（長形三号程度）を必ず同封し、平成二十六年十月三十日（木）正午（必着）までに衆議院憲法審査会事務局気付憲法審査会会長宛に申込み下さい（一人一通に限る）。なお、傍聴申込が多数の場合は抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者宛に通知いたします。

なお、お問合せは衆議院憲法審査会事務局まで　電話　東京〇三（三五八一）五五六三

質問書提出

十月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

高校生等に対する自衛官等募集ダイレクトメール送付及び住民基本台帳情報利用に関する再質問主意書（阿部知子提出）

外務省ＨＰから慰安婦の記述が削除された件に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

訂正

四月三十日付国会事項欄衆議院の部、議案提出の項五行中「玄葉光一郎外七名」を「玄葉光一郎外八名」に、六月十三日付同欄同部、同項四行中「前原誠司外六名」を「前原誠司外七名」に、それぞれ十月十五日訂正する。

参議院

質問主意書転送

十月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一九号）

国交正常化五十周年を迎えるに当たっての日韓関係に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第二〇号）

「イスラーム国」の現状に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第二一号）

日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第二二号）

先住民族の権利と沖縄の現状に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第二三号）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は十月十五日イタリア国へ出張のため出発した。

（総務省大臣官房付）総務事務官　大庭　誠司

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる　別府　充彦

（内閣官房内閣審議官（内閣広報室））内閣事務官

内閣官房副長官補付に併任する　伊藤　明子

内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室次長を命ずる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同

内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室次長を兼ねて命ずる

（同）同　岡庭　健

外務省に出向させる

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　小八木大成

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室参事官を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室参事官を命ずる

（内閣官房内閣事務官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　田中　仁志

内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室参事官を命ずる

（仙台高等裁判所判事）判事　飯渕　進

願に依り本官を免ずる（以上十月十五日）

外務省

（ヨルダン国駐箚）特命全権大使　小菅　淳一

ハンガリー国駐箚を命ずる　山田　淳

特命全権大使

メキシコ国駐箚を命ずる　櫻井　修一

同

ヨルダン国駐箚を命ずる　田中　径子

同

ウルグアイ国駐箚を命ずる　倉井　高志

特命全権公使

在ロシア日本国大使館兼在アルメニア日本国大使館在トルクメニスタン日本国大使館在ベラルーシ日本国大使館在勤を命ずる（以上十月二日）

（アルジェリア国駐箚）特命全権大使　川田　司

アルジェリア国駐箚を免ずる

臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる

（国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当）

（コンゴ民主共和国駐箚）同　牛尾　滋

兼ねてコンゴ共和国駐箚を命ずる（以上十月七日）

官庁報告

官庁事項

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第６条第７項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月17日　総務大臣　山本　早苗

1　受付期間　平成26年10月20日（月）午前８時30分から同年11月20日（木）午後５時15分まで

2　地上基幹放送を行う対象地域及び地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）　愛媛県

3　基幹放送の区分　超短波放送（コミュニティ放送を除く。）

4　周波数等

(1)　周波数　91.7MHz、92.1MHz

(2)　空中線電力　20Wを超え100W以下

5　申請書の提出場所及び問い合わせ先　四国総合通信局　〒790―8795　松山市宮田町８―５

情報通信部放送課（電話番号089―936―5038）